

サイバースペースにおける人種主義および排外主義と闘う ヘイトスピーチに影響する法的問題および国際協力を促進する方法 (上)

ゼノフォビア

アニー・カリル／中原 美香（翻訳）

インターネット^①は、人々が自分のパーソナル・コンピュータその他電子機器を用いてつながるグローバルなネットワークである。近年では、インターネットのコンテンツを提供するコンピュータの数やユーザの数が大いに増加している。たとえば一九九一年には、七〇万のホストコンピュータが存在したが、その数は二〇〇〇年には一億四〇〇万と推測されている^②。二〇〇一年までには、三億九〇〇〇万を超える人がインターネットを利用しており、ユーザの七〇%が欧米あるいはカナダにあり、一五%はオーストラリア、中国あるいは日本にいた。二〇〇三

年の予測では、世界中に七億七四〇〇万人のユーザが存在することになるだろうと言われている^③。インターネットの成長は、コミュニケーションにおいて一五世紀の印刷機の発展による結果と同様に重要な革命を意味する。しかしインターネットの場合、その影響が世界中に広まるのに必要な時間が劇的に短くなった。以前は何世紀もかかった進歩が、今ではほんの数年のうちにおこるのだ。電子コミュニケーションの出現と有効性は、私たちの生活様式を大きく変えてきた。人々に連絡し、時間や距離にかかわらず瞬時のうちに情報を送受信する能

力は、ビジネスや政府、娯楽、教育など多くの分野に影響をもたらしながら、労働環境を絶え間なく変えてきた。徐々に、「サイバースペース」と呼ばれる全く新しい世界が現れた。サイバースペースはいかなる個人や政府による管理も離れてから、しばしば、あらゆる種類の行動と情報が許される場所だとみなされた^④。

同時に、この新たなメディアの発展は、以下を含む政治的および法的な幅広い領域の疑問を提起してきている。

- ・ インターネットへのアクセスは規制されるべきか。もしそうなら、どのような基準が、いつ適用されるべきか。いかなる根拠で？
- ・ インターネット自体は統治あるいは規制されるべきか。もしそうなら、どの国の法律がインターネット利用に適用されるだろうか。
- ・ インターネット上のどの行為が犯罪を構成するか。
- ・ インターネット上でなされた犯罪に対して、誰が法的な管轄権を持っている、あるいは持つのだろうか。

インターネットの影響はあらゆる法体系のなかに存在し、この新たなメディアは、法曹界にとって、より大きな問題となりつつある。現行法がオンラインコンテンツを規制するために適用されるべきだと示唆しながら、「インターネットの法」は存在しないという見方を持つ人もいる。あるいは、インターネットのために新たな法的枠組みを確立する必要が増していると考えられる人もいる。⁵⁾ これら二つのアプローチに共通するのは、インターネットは法律の及ぶ範囲外にあるのではなく、他のコミュニケーション方法と同様に法の影響下にあるということだ。

原則として、コミュニケーションの権利を統治する法律が、メディアにかかわらず情報のいかなる流布にも適用される中立的な方法で起草される。したがって、このような法律は、インターネット上で伝えられるメッセージにも十分に適用される。問題の核心は、適切なルールの欠如にあるのではなく、むしろインターネットの多極的で広がった構造や偏在性、匿名性の口実などの、相応の適用を妨げ

る障害にある。インターネットはユーザーの本当のアイデンティティを隠すのに役立つかもしれない。したがってオンラインの行動やコンテンツを政府は規制できないと信じ込む根拠を人々に与えている。にもかかわらず身元特定の技術はまもなく可能になり、それがオンラインの匿名性に挑戦することになるだろう。

技術的な進歩がデジタル時代の新たな権力闘争を徐々にひきおこすにつれ、政府が自らの権威を維持するためにインターネットの規則を作ろうとしているのは驚くことではない。しかし、この技術的政治的な影響を検討する一方で、私たちは技術の活用方法や、それがおかれている社会環境といった他の主要因子を無視するべきではない。設計、活用、環境という三つの因子に留意すると、インターネットは民主主義の促進のためにも破壊のためにも使えると思われる。⁶⁾

一 インターネット 両刃の剣

「残念なことに、インターネットを民

主主義と人権の実現への財産たらしめている特徴はまた、インターネットを、認識できるマイノリティグループに対する憎悪を促進するために効果的であり、それゆえ危険なツールにしている」(Kates & Mock, 2000)。この記述は、インターネットの広範囲な利用の根底にある問題を明確に総括している。

1 国境を越えるコミュニケーションと情報のための媒体としてのインターネット

世界中の個人やグループ間の直接の接触を確立することで、インターネットは急速にコミュニケーションの基本的な手段となった。人種主義および不寛容に反対する欧州委員会 (European Commission against Racism and Intolerance, ECR, 2000) は指摘する。「インターネットは、人種主義や不寛容と闘う教育的な意識向上のネットワークを確立しながら、人権に関する情報の国境を越えたコミュニケーションを促進する前例のない手段を提供する」。

実際、このいわゆるネットワークのネットワークは、インターネットの先駆者の表現を借りるならば、「現実世界に組み込まれている」。インターネットはNGOやコミュニティ、個人にさえにも権力を移譲する長所を提供し、それによって彼らを国や政府機関とより対等な立場に置く。人権団体は侵害や虐待者の残虐行為に対して世界の注目を向けるためにインターネットを利用できる。一例をあげると、暗号化は、コミュニケーションを確実に非公開にする技術であり、暗号化はフィールドワーカーが被害者の安全を危うくすることなしにコミュニケーションを受け取り、発信し、保存しうるために、人権の重要な要素になってきている。近い将来、インターネットの速度が彼らの活動の影響をますます強めることを、救援団体は期待できる。⁷⁾

電話と同様、インターネットは他者との通信方法を提供する。チャットルームを使って友人と会話する人は、友人の言葉がタイプされたほんの数秒後に画面に現れるので、高速の会話ができる。テレ

ビと同様、インターネットは大勢の人々に情報を「放送」できる。何百万というインターネット利用者が同じサイトを同時に見ることができ、そしてサイト自体はテキストや音、写真や動画を送信できるといふ点でテレビ番組と類似する。⁸⁾

しかし従来の放送メディアと異なり、インターネットは市民の表現や情報の自由を伸張すると思われる分散したオープンな環境を提供する。インターネットは、個人が自分のコンテンツを作り、低コストで世界中の多くの聴衆と交流できるよつにするので、個人をエンパワーする。したがって、インターネットは得られる情報の多様性を促進し、利用者が表明する意見をさらに交換可能にしている。⁹⁾

低コストや可用性を超えて、インターネットは時間や空間を縮めているので、新しいタイプの情報発信を提供する。たとえば発展途上国では、インターネットは権利擁護と社会変革の促進を助ける。セネガルでは、若いリーダーが世界中の若者をつなげるためにサイバーカフェを開設している。エクアドルはコミュニティ

イラジオ局にニュースを配信するのにインターネットを活用する。南アメリカの他の地域では、人口やリプロダクティブヘルスに関する通信教育プログラムがインターネットを通じて提供されている。さらに、ジェンダーに基づく暴力と闘うトルコのNGOのネットワークをつなげるウェブサイトが近年開設されてきている。¹⁰⁾

インターネットの最も魅力ある特徴の一つは、特にオープンな会話がさまざまな理由で抑圧されている可能性のある国では、おそらく存在する地理上の境界を越えたり、自由な情報の流れを可能にしたりする能力だろう。他方、この同じメディアが、反民主主義的あるいは不快なコンテンツを広めるために使われうる。途上国の参加は、これらの国で十分な通信のインフラがなく、比較的高いコストのために阻害されるかもしれない。したがって、インターネットは両刃の剣と見なされうるし、より多くの関心がインターネットの提供する多くのメリットに対してだけでなく、主要なデメリットにつ

いても向けられるべきである。

2 社会的および経済的差別の要因としてのインターネット

インターネットのグローバルな性質に一致して、「国家の境界が薄れる」という概念が新たな課題を生み出す。集中して注目をあびる期間がさらに短くなつていく世界において、多くのインターネットの恩恵を受ける人々の声は、それが個人やNPO、あるいは企業のものであるとサイバースペースのなかで容易にどこかに埋もれるかもしれない¹²⁾。ほんの数年のうちに、情報通信技術(ICT)は、瞬く間に富める者と貧しい者との間のもと同様、富裕国と貧困国の間の経済的な差別の源となった。

3 先進国と途上国の間の不平等の指標としてのインターネット

しばしば、新たなICTが情報を「持つ者」と「持たざる者」の間のデジタルデバイド(情報格差)を作り出してきた。世界の多くの国において、基本的な

通信インフラは事実上存在しておらず、インターネットアクセスにおける相違がいまだに広がっている。デジタルリテラシーと経済的福祉は互いが密接に結びつくようになるにつれて、技術関連の不平等が世界の富裕層と貧困層の格差をさらに広げている。あるアフリカ当局者は、マンハッタンの方が、サハラ砂漠以南のアフリカ全域より多くの電話回線が存在すると報告した¹³⁾。

その一方、容易なアクセスとコンピュータ価格の下落の結果、アメリカのインターネットユーザ数は一九九六年から一九九九年の間におよそ三倍になった¹⁴⁾。しかし、豊かな国では、新たな疑問が浮かんでくる可能性が最も高く、その領域は単なるインターネットアクセスを超えている。一つの重要な疑問は、たとえば、「オンラインになったら、人は何をするか?」というものだ。この疑問への回答は、技術の可用性よりも、ユーザの基本的な教育水準によるところがかなり大きいと思われる。

4 人種主義と排外主義を扇動するためのインターネット利用

人種主義と排外主義(ゼノフォビア)と闘う分野において教育的な、また意識向上のネットワークを作るためのインターネット利用は、支援され、そしてさらに進められるべき優れた行為だ。しかし、インターネットは、膨らむ懸念のもととなっており、その「影の側面」はさらに注意されるべきである。

アイルランド政府が発表した最近の報告書は、多くのインターネットの違法利用の出現に負うところの新技术の「弊害」に言及している。弊害のいくつかとは、
 ・ プライバシーの侵害。望んでいない電子コミュニケーションやデータベース内にある個人情報¹⁵⁾の誤った利用
 ・ 有害なコミュニケーション。子どもポルノや暴力的な材料、人種的なまたは宗教的な中傷、そして中傷的な出版物など

何年にもわたり、憎悪集団(hate group)は、宣伝目的で本や雑誌、新聞、

チラシや落書きさえも含む、あらゆる種類の出版物を作ってきた。情報技術の進歩によって、これらのグループはラジオや公共アクセスケーブルテレビその他の方法を使い自分たちのイニシアチブを促進してきた。人種主義や排外主義（ゼノフォビア）、同性愛嫌悪症（ホモフォビア）¹⁶、そして性差別主義の内容はかつて、郵便や留守番電話に残されたメッセージのような昔ながらの方法で流布されてきたが、偏見を持つ人々はインターネットに集結し、自分たちの支持者を集め、そして彼らが敵とみなす人たちを怯えさせたのである。その結果、インターネットにより憎悪のプロバガンダは、さらに多数のインターネットユーザによってアクセスできるようになった。

インターネットに接続するには、標準的なホームユーザは、コンピュータと電話回線、そしてダイヤルアップのための手段が必要である。非常に多くの場合、インターネット接続は市内通話料金で可能となり、ワールドワイドウェブ¹⁷上にあるあらゆるウェブページにユーザがアク

セスできるようになる。電子メール（e-mail）を通じて、居場所にかかわらずコミュニケーションでき、「チャットルーム」に参加できる。そして何よりも、インターネット上のどこからでもアクセスできるウェブページに自分のコンテンツを掲載することが可能だ。時にはいかなる制限もなく、自分の住む地域の司法管轄圏内にインターネットサービスプロバイダ（ISP）で自分のウェブページを開設する機会を得た。インターネットの助けを借りて、あらゆるユーザや自らの考えを世界に広められる発行人となる可能性がある。その結果、「インターネットのコンテンツは、人間の考えと同じく多様なのである」¹⁸。

それゆえ、インターネット「ブーム」は強い危険の原因になる。今のところ、オンライン・ポルノに多くの注目が集まっております。オンラインで憎悪を促進する高いリスクについてはそれほど言われてきていない。非常に気がかりではある一方で、インターネットにおける過激思想の増殖は、世界的なネットワークの拡大

を強く反映している。科学者やアカデミックな研究者たちによって元来使われていた小さなコンピュータネットワークとして始まったものが、マスメディアへと形を急速に変えていったのである。

インターネットは、比較的低コストの便利なコミュニケーションツールになるにつれて、憎悪や人種主義のメッセージを広めるために個人や集団が使うことが多くなってきた。これらの個人はしばしば社会的に周縁化された人たちで、新聞や放送メディアを通じて自分の意見を広めるほどの力を持っていない。地理的な距離が意見交換への主な障害なので、インターネットが憎悪の扇動者たちが家庭のプライベートを侵し、子どもなど憎悪集団へと取り込まれやすい無邪気な第三者の気を引くために使っている²⁰。

同じ考えを持つ人種主義者や偏見を抱く人たちは、USENETという何千ものディスカッショングループ（あるいはニュースグループ）からなるネットワークを、完全にはつきりと分かる方法で人種主義的なやりとりをするために活用し

ている。²¹これらのニュースグループは、人々がメッセージを書きこみ、読み、そして応答できるフォーラムであり、何百人もの参加者を引き付ける。参加者(書きこむ人たち)には活発な人もいるし、なかには(単に読むだけ、あるいは「ひそんで」いる)受動的な人もいる。あらゆる種類の憎悪者たちは、電子メーリングリスト(あるいはリストサブ)²²をも利用して、リストに含まれるメールアドレスに向けて人種主義的憎悪に満ちたメッセージを送る。コンピュータに精通した人ならメッセージを傍受できるので、偏見を抱く人たちを結ぶつながりは、電子メールという「秘密(annotate)」にはなりえない手段を用いて、さらに強化される。メッセージを記号化(エンコード)し、解読(デコード)する方法を持たない人には読めないようにする暗号プログラムを使う人もいる。

インターネットは、憎悪の提供者に、匿名性を保ちながら自分たちの運動を推進し、人員を募集できるようにする。インターネットは、彼らが互いの意思疎通

を可能にするだけでなく、人種主義的な内容をオンラインで流すことで世界中と意見を共有できる。²³インターネットの助けを借りて過激主義者たちは、自分たちの非寛容を最も暴力的な方法で表そうとする人たちに指示しさえするのだ。その上ウェブ作成ツールが、偏見を抱く者たちに、評判の高い団体とよく似たサイトを作らせることも容易にしている。

その結果、インターネットを利用する憎悪集団は、自分たちを正統な権威をもつ者だと簡単にみせかけることができる。つまり、ウェブは人種主義集団に対して三つの大きな恩恵をもたらすといえる。すなわち、比較的低コストあるいは財政投資なしに広く及ぼせる影響、告発からの保護、そしてヘイトスピーチの追跡と捜査の難しさである。

憎悪はインターネットにはびこっており、ウェブサイトを持つている憎悪集団が現在何百とある。一〇余年前の一九九五年にクー・クラックス・クラン(KKK)の元リーダー、ドン・ブラック(Don Black)が、ワールドワイドウェブ上初

の白人至上主義者のサイトであるストームフロント(Stormfront)を立ち上げた。これは、インターネット上の人種主義的憎悪の始まりにすぎなかった。それ以来、インターネットアクセスとウェブサイトの制作は、より安価に、そしてより技術が必要としなくなってきたており、このことがサイト数の増加、そしてサイト訪問者の増加にもまた大いに貢献しているのだ。

実際のサイト数に関する概算はかなりの幅があるが、おおむね一致しているのは、インターネット上の人種主義的サイトの数は少なくとも何百にも達しているということだ。²⁴サイトの増加は、時にはさらなる洗練を伴っている。なかには画像や音楽を含むものがあり、そして、サイトに偶然出くわすかもしれない子どものような、最も影響を受けやすいカテゴリーの人たちに特にターゲットを絞って作られたものもある。たとえば、ストームフロントのようなサイトは、あからさまな人種主義的コンテンツを有する「子どもページ」などを含んでいる。

本調査のために、近年サイバースペースにおける偏見の「リストのトップ」に選ばれた、ある憎悪集団に注目する。このカテゴリーには、反中傷同盟 (Anti-Defamation League) と南部貧困法律センター (Southern Poverty Law Center) という、オンライン憎悪と闘う最も積極的な団体が、ネオナチやKKK、クリスチャン・アイデンティティ (Christian Identity) や、その他の人種主義的憎悪を煽る多くのサイトを分類している。

(1) ネオナチ (Neo-Nazis)
アドルフ・ヒトラーの反ユダヤ人種主義的考えは、完全に過去のものとはなっていない。反ユダヤ主義を助長するさまざまなグループがいまだに存在する。有名な米国の団体の一つ、ナショナル・アライアンス (National Alliance) は、黒人を犯罪者や暴動者に結びつける一方、インフレやメディアの「洗脳」、そして政府の腐敗をユダヤ人のせいに行っている。ジス・タイム・ザ・ワールド (This Time the World) と名づけられた別のウェブサイトは、巨大な鉤十字を公然と

掲げ、ナチスアートの「ギャラリー」や、ナチスドイツの主要な政治家による演説原稿を掲載している。さらに、ネオナチのスキンヘッド (髪を剃った暴力的な若者) たちも、自らのウェブサイトを開設しており、それらの多くは人種主義的なハードロック音楽を扱っている。²⁵⁾

(2) クー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan)
今日、クー・クラックス・クランは第二次世界大戦時よりも分裂している。しかしながら、この集団はインターネットを、黒人やユダヤ人、移民に対する従来の自分たちの憎悪のメッセージを広める「活性化の手段」として利用してきた。²⁶⁾ あるクランのサイトは、その主要な目的の一つとして、彼らが主張する「白人と黒人の間の際立った相違」を強調し、「人種が混ざることに対する」キャンペーンをしながら、「白人の優越性」を防衛することを提案する。他のサイトは、「抑制されていない、無法な前例のない移民の災い」を止めることを提唱する。さらに、クー・クラックス・クランの前リー

ダーのデビッド・デューク (David Duke) が設立した全米白人地位向上協会 (National Association for the Advancement of White People : NAAWP) へとリンクするウェブサイト数が、近年著しく増加している。

(3) 「クリスチャン」・アイデンティティ ("Christian" Identity)
アイデンティティ・チャーチ (Identity Church) 運動は、人種主義や反ユダヤ主義と、黒人や他のマイノリティは劣った「泥人形」と考える宗教を合わせたものを広める。数多い自らのウェブサイトを通じて、このグループはアーリア (白人) の優越性と「純潔」を守る必要性を強調する。さらに、白人分離主義の承認を表明し、民族的マイノリティを「アーリア (白) 人の天敵」と言及²⁷⁾ している。
(4) ザ・ワールド・チャーチ・オブ・クリエーター (The World Church of the Creator : WOTC)
ザ・ワールド・チャーチ・オブ・クリエーター (WOTC) は、非白人は人間以下の「泥人形」であると断言し、ク

リスチャン・アイデンティティの視点を共有する。たとえば黒人とは「生理的に劣っていて生まれつき犯罪者」であると説明して、キリスト教やユダヤ教、黒人そして移民を攻撃する。

このグループは、他のよく作られたサイトへのリンクを提供している。リンクされたサイトの多くは、「非白人」を残忍に殺すWCOOTC支持者の絵を掲載している。WCOOTCのウイメンズ・フロントニア(Women's Frontier)ウェブサイトは、もし教会が「世界中の白人の領土を取り戻す目標を本当に達成したい」のであれば、「白人女性の声が聞かれなければならない」と表明する。子ども向けウェブサイトに關しては、若いユイザを誘惑するために気を引く画像を用い、子どもたちがアクセスできるWCOOTCの文書の簡易版を含んでいる。サイトは「このページを作成した目的は、白人の若いメンバーが私たちの闘いを理解できるように手助けすることです」というフレーズとともに、白人家族を描いている。

(5) 白人至上主義者(White Supremacists)

多様な集団が白人の優越性を促進し、あるいは前述の増悪集団と共通する考えを取り込んできている。白人至上主義者たちのサイト数は、憂慮すべきだ。あるサイトは黒人を侮辱し、感情を害する。またあるサイトはユダヤ人をけなし、あるいは同性愛者を標的にする。全体が反ユダヤ主義への入り口であるばかりでなく、ユダヤ人とヒンズー教徒がなぜイスラム教徒に対し共に協力しなければならぬのかを説明するサイトがある。

デビッド・デュークは、アメリカで最もよく知られた、そして最も政治的に活発な人種主義者であり、国境を越えて自らの人種主義的な観点を人々と共有するためにインターネットを活用している。たとえば、ストームフロントは「世界中の白人の誇り(White Pride World Wide)」のロゴを掲げ、サイトは「(前略)白人の西洋文化を守るために闘う男女」を対象にし、「(前略)(そして)戦略を立案し、勝利を確実にするための政治

的・社会的なグループを結成する公開討論の場である」と明言する。デュークは「非白人の出生率」や「大量の移民」、そして「異人種間の結婚」は「アメリカ力を造った人々をマイノリティにおとしめる」だろうと懸念して、白人の「遺伝的な潜在能力」を主張し、白人とマイノリティの間の「生来の知的かつ精神的な相違」を強調する。さらに、ストームフロントは、パレスチナ人とアラブ人全般を中傷するstakeoutのような、ユダヤ人やアラブ人に対する多くの人種主義的なサイトを提供している。

多くのヘイトサイトがそのアプローチにおいて偏狭であるが、他のサイトは自分たちが正統性のある情報源であるかのようにみせかけており、このことが彼らを選定するのを一層困難にしている。たとえば、あるサイトは公民権リーダーのマーティン・ルーサー・キングJr.博士の生涯に触れているようにみせかけている。キング博士について調べていてこのサイトをチェックするかもしれない生徒が、これが本当の歴史だといとも簡単に

だまされて信じてしまうこともありえるのだ。さらにスクロールダウンしていくだけで、見た人は、このサイトが実際にはナショナル・アライアンスから取った人種主義的なプロパガンダを含んでいることに気づく。³⁰

このようにして、「憎悪のウィルス」は瞬く間に あるいは、むしろマウスをクリックだけで インターネットを通じて世界に広まる。この新たなメディアは、過激主義者たちが何百万もの、そしてその多くは若くてだまされやすい人々に訴えかけることを可能にしている。この段階で、ある重要な疑問が浮かぶ。インターネットのこの「邪悪な側面」に対応する最も効果的な方法は何だろうか。

この多次元的な質問に回答する試みのなかで、インターネット上の人種主義と闘う、現在の法律上の、あるいは法律ではない対策を考慮に入れることが必要である。前者に関しては、本文の前半で、世界のさまざまな地域から選択した事例を慎重に研究することで、オンラインへ

イトの政府の規制について考察する。本論文の後半は、民間のアクター とくにインターネットサービスプロバイダ (ISP) の対応を明らかにし、エンドユーザが採用してきたさまざまなアプローチを検討する。

二 世界の立法と判例法

今日まで、多くの国に人種主義的な言論を禁止する法があるものの、オンラインの人種主義に関する特定の法は存在しない。インターネット上の憎悪(ヘイト)を防ぐ最低基準は、国連の人種差別撤廃条約によって課せられている。同条約の第四条は、締約国が「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為」を処罰することを義務づけている。³¹ これらの規則は、インターネット上のヘイトスピーチにも適用される。ドイツやベルギー、フランス、スイス

そしてオーストリアがこの問題に関する法律を可決しているのみであり、修正主義はこの共通規則の例外である。これらの法律は一般的な言葉で起草され、したがってインターネット上のヘイトメッセージにも適用される。それによって、インターネット上の人種主義に関しては「法律上の空白」を埋めている。³³

インターネット上のヘイトスピーチ³⁴は法律で禁止することの利点に関する議論は、二つの重要な疑問に直面する。一つは倫理上のもので、もう一つは実践上のものだ。後者は、さらに二つの要素に分けられる。すなわち、何が禁止されるべきかを誰が決めるのかということ、どのようにして決められるかということである。現時点では、「我々のオンライン上のモラル」とでも呼ぶべきものの遵守を託されている者はいない。世界的に法律で何も禁止されていないため、私たちは最も悪意に満ちたヘイトスピーチにしばしば遭遇する。

私たちが近い将来に国際的な検閲権を行使する、あるいは少なくともインター

ネット上でのスピーチを規制する最低基準を策定する単独の組織を見込むことがない一つの理由は、単に何が道徳的に容認できるのについての普遍的な規範がないためである。³⁵ ヨーロッパの全く普通のファッション雑誌のなかには、中東の宗教国家では非常に不快とみなされるものがあるかもしれない。

さまざまな公民権グループや多くの個人は、暴力や憎悪を助長するあらゆるサイトを禁止したいだろう。他方で、暴力的な行為をしなければ言いたいことは何でも言つてよい、とする表現の自由に賛成する議論もある。しかし、彼らの意見が暴力的に反応しやすい人々に影響を与えそうにないと、誰が保証できるのか。本当の課題とは、ある人の表現の自由が、他の人の侮辱されない権利を侵す場合を、いかに定義するかということだ。³⁶

問題の大きさを見せられたとき、人々がはじめに思い浮かべるのは、「きつと法律があるだろう」ということだ。しかし、サイバースペースを通じた憎悪の流布について将来何ができるかに関して答

えようとして、この分野で行われていることを検討することは重要である。

1 オンラインヘイトの政府規制

概して、コンテンツ規制は二つのカテゴリに分類される。すなわち、ウェブ上で発行される、あるいは電子メールを通じて伝わる情報の規制と、インターネットプロバイダ(ISP)を通じて流されたコンテンツ規制である。弁護士や立法者たちは、ヘイトスピーチと闘う方法を探そうと模索している。これは、インターネットには境界線がないために、一層難しくなっている課題である。西欧のコンピュータユーザは、米国にあるサイトにアクセスできるし、同様に北米の市民が大西洋を渡った国で作られたサイトを見ることができる。ヨーロッパやその他の場所では、どの行為(たとえば、論争を呼ぶサイトの閲覧や不快なサイトの作成、禁止されたサイトへのアクセス提供)が処罰されるべきかがまだ決定されていない。³⁷

多くの方法が今までに試されてきた。

多くの国々が、インターネット上の憎悪との闘いにおいて、米国よりも積極的であった。合衆国憲法修正第一条に起因する法律上の制限があるからである。それゆえ、ほとんどの西洋諸国はすでに、アメリカ国内で適用されているもの以上にヘイトスピーチを制限する法律を制定してきた。フランスやドイツなどの国は、インターネット上の言論を含む表現の自由の権利と、偏見から保護される市民の権利とのバランスを取ることを模索している。

近年、人種主義的コンテンツの作成者と、それを提供する者を対象にする国の裁判所での事例が増えてきている。数多くの国々は、そのようなコンテンツの流布を制限するためにプロバイダに認可を付与することで、自らの司法管轄圏内で提供されているインターネットコンテンツを監視し、違法あるいは有害な情報へのアクセスを禁止しようと努力している。なかには、禁止されたサイトにアクセスしたエンドユーザに対して法律で処罰できるように法律を制定した国もある。

る。⁽³⁸⁾

2 ヨーロッパの主要な例 フランス およびドイツ

(1) フランス

ヤフー (Yahoo) 社は、人々が鉤十字その他のナチを象徴するものを売買できるオンラインオークションなど多くのサービスを提供する、米国企業である。このサイトは、直接的あるいは間接的に、フランス国民を含むインターネット接続をしているあらゆる人がアクセス可能だ。たとえば、ヤフーのフランス現地法人である「yahoo.fr」は、米国の (ヤフー) サイトへのリンクを提供している。それゆえ、反人種主義および反ユダヤ主義同盟 (International League Against Racism and anti-Semitism) およびフランス・ユダヤ学生連合 (French Union of Jewish Students) (原告) はフランスの裁判所に対し、「フランス領土内で、ナチス物品の表示および販売を阻止するために必要な措置を採用する」ことを申し立てた。⁽³⁹⁾ ヤフー社としては、オークシ

ョンは米国で運営されており、フランスの裁判所は本件において判決を下す管轄権がなく、またフランス在住者によるサイトへのアクセスを遮断することは技術的に不可能なため、申し立ては却下されるべきだと提起した。

しかしフランスの裁判所は、ナチスの物品を販売することは人種主義的憎悪を煽動しやすい物品の販売を禁止するフランスの法律に違反すると結論づけた。さらに、物品をフランス国内で閲覧可能にすることで、この米国企業はフランス国土において偏見を表明したことになる。裁判所はまた、フランスのユーザがオークションサイトにアクセスできないようにすることはヤフー社の技術的な能力で可能であると、条件つきで判断した。裁判所は、ヤフー社が訪問者のインターネットプロトコル (IP) アドレスを用いて、オークションサイトにアクセスしたほとんどの訪問者の地理的な位置を特定できるだろうと判断した。⁽⁴⁰⁾ その結果、裁判所は、ヤフー社がフランスにいるすべての人がこのサイトを閲覧できないよう

にできると結論づけた。さらに、裁判所によれば、自らの地理的な位置を明かさない人に対し、ヤフー社はオークションサイトにアクセスすることを拒否することもできる。それゆえ、裁判所はヤフー社に対し、「フランス在住の人々によるヤフーを通じたオークションサイトへのアクセスを禁じるためのあらゆる必要な措置をとる」よう命じた。⁽⁴¹⁾ 二〇〇〇年一月に同じ裁判所が、たとえフランス国外で開設されているものであっても、このアメリカ企業が提供する特定のコンテンツにフランス国民がアクセスできないようにすることをヤフー社に命じた。

もっと最近では、二〇〇二年三月二六日に、パリにある最高裁判所 (Tribunal de Grande Instance) が、複数のドイツカッシーンフォーラムにおいて人種主義的なメッセージを書き込んだ者に懲役一八カ月の判決を下した。被告は自らを弁護して、他の人たちが送信したメッセージを自分とはときどき広めていたにすぎないと述べた。⁽⁴²⁾

反人種主義および反ユダヤ主義国際同

盟 (Ligue Internationale contre le Racisme et l'Antisémitisme : LICR A) が提出した訴状にしたがつて、あるインターネットユーザが二〇〇〇年一月三〇日、さまざまなデイスカッションフォーラムへ反ユダヤ主義的な四二のメッセージを送信したことで逮捕された。⁴³

裁判所は、ユダヤ系コミュニティのメンバーに対する人種主義的憎悪や暴力、差別など、関連するすべての要素を考慮に入れた。被告は、異なる名前で送信されたメッセージの作成者であることを認めた。中東紛争および彼が受信してきた人種主義的な反アラブのメッセージへの反応としてであった。

しかし、判事の見解では、被告の責任を否定するには状況は十分ではなかった。判事によると、「これらのメッセージを読むだけで、メッセージ作成者はパレスチナにおける現在の状態をユダヤ系コミュニティのメンバーのせいにしており、そうすることによってユダヤ系コミュニティのメンバーに対する憎悪と暴力を、著しくひどい方法で煽動しているこ

とは明らかである」。⁴⁴ 結果は、被告は執行猶予つき懲役一八カ月と、七〇ユーロの罰金を言い渡され、民事裁判をおこしていた者それぞれに対して一五〇〇ユーロの損害賠償の支払いを命じられるというものだった。

つまり、フランスの法律はインターネット上の人種主義に関して四種類の犯罪を規定している。すなわち、侮辱、中傷、挑発、そして人道に反する犯罪の否定である。同一の法が、インターネット上あるいは他のコミュニケーション方法で作成された、あらゆるメッセージに対して適用される。主な問題は、インターネット上の発言に責任を負うべき個人の居場所を特定するための警察の技術的訓練が適切でないことと、インターネットを通じて広がる匿名のメッセージの作成者を当局が特定するのを支援する際、アクセスプロバイダ 特にアメリカの サポートが不十分ということにある。⁴⁵

(2) ドイツ
ドイツのような国は、インターネット上のヘイトスピーチと闘う運動の長い歴

史があり、特に興味深い。これは、宗教あるいは人種的な憎悪が関係するドイツの歴史に負うところが大きい。結果として、国の憲法裁判所で後に解釈されているように、ドイツ憲法は表現の自由を制限の範囲内でのみ認めている。たとえば、人種主義的な言論や過激主義の政党は、憲法のもとでは容認されない。⁴⁶ したがって、基本法として知られるドイツ憲法の第五条は、言論や表現の自由の権利を認めているものの、権利は絶対的ではない。「個人を尊重する市民の権利」と、この基本法の第一条で規定される人間の尊厳の保障によってバランスがとられているのだ。

ヘイトスピーチに関して、刑法には暴力や憎悪を煽動することは処罰に値する罪であると規定する条項もある。一九九四年に連邦憲法裁判所は、ホロコーストの否定は、虚偽と証明されたことの主張を述べているため、第五条のもとで保護された言論ではないと判断した。⁴⁷ これらの法律は、ヘイトスピーチを処罰するために利用されてきている。たとえば、一

九九九年には、ネオナチであるマンフレット・レーダー (Manfred Roeder) がホロコーストを「たわごと」と述べたために懲役二年を言い渡された。

一九九五年には、アクセスプロバイダと違法な情報の作成者双方に対応しようと、ドイツはインターネットへの刑法の適用の可能性を検討した。一年後、ドイツの電話通信会社テレコム (Telekom) の子会社であるISP、T-オンライン (ISP T-Online) は、有名なホロコースト否定サイトであるツンデルサイト (Zündel site) を提供するISPであるウェブコミュニケーション (Web Communication) へのアクセスを遮断することに決めた。カナダのホロコースト否定論者のエルンスト・ツンデル (Ernst Zündel) は、ドイツ刑法一三一条に抵触するとして告訴され、ツンデルサイトへのアクセスを提供していたISPも刑法上の責任があると認められた。⁴⁸⁾

一九九七年には、ドイツはテレサービス利用に関する法律 (Act on the Utilization of Teleservices) としても知られる、

マルチメディア法を可決した。この法律において、ISPが違法なコンテンツと知りつつ「利用可能に」していた場合や、利用不可能にすることがISPにとって技術的に可能である場合、ISPにも責任がある。翌年、コンピュータ (Computer-Serve) のドイツ支社の前代表取締役であるフェリックス・ゾム (Felix Somn) が、ドイツのインターネットユーザに、違法なポルノコンテンツへのアクセスを提供したことで、マルチメディア違反で有罪とされた。一九九九年にはバイエルンの裁判所が、ゾムはこれらのサイトへのアクセス遮断のためにできることはすべてしたと判断して、判決を覆した。⁴⁹⁾

もっと最近では、二〇〇一年一二月にドイツの民事訴訟における最高の裁判所となる連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof) が、ドイツにいる人々がアクセスできるコンテンツであるなら、外国にあるサーバに違法なコンテンツを掲載した外国人にも、ドイツの法律は適用できると判決を下した。そうすることで、裁判

所は、オーストリアのホロコースト否定論者であるフレデリック・トーベン (Frederick Toben) を起訴した下級裁判所の判決を覆した。彼は、一九九九年にドイツを訪問した際にホロコーストを否定するリーフレットを配布したことで逮捕された。裁判で裁判長は、トーベンの印刷資料はドイツ法に違反するが、人種主義的な憎悪を煽動するためにドイツ国外にあるサーバ上に掲載したオンラインの情報について、トーベンを罰することとはできないと判断した。しかし連邦通常裁判所は、ナチ党やそれに結びつくいかなる賛美も禁止するドイツ法は、ドイツからアクセス可能なドイツ国外で作られたインターネットコンテンツにも適用でき、したがってトーベンのウェブサイトのコンテンツにも適用できるとした。⁵⁰⁾

3 北米の主要な例 アメリカおよびカナダ

(1) アメリカ

言論の自由が、合衆国憲法修正第一条において言及される最初の自由であるこ

とは、おそらく偶然ではないだろう。合衆国憲法の立案者たちは、表現の自由は民主社会の特質だと信じていた。それゆえに、米国において憲法修正第一条は、米国民が、たとえ不快な発言をしたときにでさえ、自分の意見を自由に表現する権利を保護する⁵¹。今日まで、裁判所がインターネット上の言論と印刷メディアあるいは放送メディアの言論を区別したことは、ほとんどない。米国最高裁判所は、インターネットが考案されるずっと前に表現の自由の原則をまずつくりあげた。多くの判例において、裁判所は憲法修正第一条のもとで、言論が特定できる個人や団体、あるいは組織に対する「現実の」脅威をもたらさなければ、保護は通常ヘイトスピーチにも拡大される⁵²。

「脅迫」は、米国においても保護されない多くの言論の一例である。一般に脅迫は「処罰や損失、あるいは苦痛を他者に負わせる、あるいは違法行為を行うことと他者を傷つける意思」⁵³表示であると定義されており、人種主義的憎悪によって鼓舞されたものも含めて、脅迫は憲法

修正第一条のもとでは保護されない。したがって、人種に動機づけられた暴力行為をはたらく意図を強調するような、インターネットを通じて被害者が受け取った私的なメッセージ、ウェブサイト上で広められている公開のメッセージは、法律によって罰せられる可能性がある。同様に、いやがらせの言論や、暴力や名誉毀損を煽動する言論も憲法修正第一条のもとでは保護されない。とはいえ、これらの言論は、一定の基準を満たすある種の場合に、「法的に起訴するに足る犯罪」を構成するにすぎない。

民族や人種あるいは宗教的な集団への憎悪によって煽動された発言が、特定の民族に属する個人に苦痛を与える原因となったとしても、一般的にいやがらせ(ハラスメント)を構成しない。しかしある人物が、一人の人物に日常的に人種主義的発言を向けたとしたら、そのような人種主義的発言が被害者に露骨に言及していなくとも、いやがらせとみなされる可能性はある。さらに、インターネットを通じて流布する人種主義を動機としたい

やがらせの言論は、州法あるいは連邦法違反として起訴される可能性がある⁵⁵。

ヘイトスピーチを保護する理論的根拠は、米国においては多様であり、アメリカの裁判所はこれらの問題をいかに扱うかについて、この五〇年間、一貫性が無いこともしばしばだった。もしある人が特定の宗教的あるいは民族的集団を中傷するヘイトスピーチを発したなら、犯罪行為が発生していないために、通例ではヘイトクライムとみなされないだろう。他方で、アメリカの法体系は前述のような自由な言論への一定の限界を認める。したがって、脅迫やいやがらせ、暴力の煽動および個人的中傷は禁止されている。しかし、アメリカの法体系は、集団的中傷の概念は含まないのである⁵⁶。

オンラインスピーチの処罰への障壁にもかかわらず、マチャド(Machado)事件にあるように、最近のいくつかの起訴例では成功をおさめてきている。一九九六年九月、リチャード・マチャド(Richard Machado)は「アジア人嫌い(Asian Hater)」と署名した脅迫電子メ

ールを、カリフォルニア大学アーバイン校（UCI）のアジア系学生六〇人に送った。マチャドはなかでも、自分はアジア人が嫌いで、アジア人がUCIにいないければ大学はもっとよく知られるだろうと述べた。彼はまた、キャンパス内で発生したあらゆる犯罪はアジア人のせいであり、もし彼らがキャンパスを去らないのであれば、自分が彼らを捕まえて殺すとも述べた⁵⁷。マチャドは自分の本名を書かず、また脅迫的なメッセージは、彼自身元が特定されないアカウントから送られた。しかし後に彼は、警察との二度の尋問で、自分がこのメッセージの作成者であることを認めた。

一九九七年八月には、カリフォルニア中部地区連邦裁判所の検事は、被害者の人種や皮膚の色、宗教あるいは出身国を理由に、連邦制度で保護された（公立大学に通う）行為を妨害することを禁止する条項に違反したことで、彼を起訴した。一九九八年二月、マチャドはアジア系学生の公民権を侵害したことで有罪となり、懲役二年の判決を言い渡された。こ

の事例において、たとえ彼の脅迫メッセージが人種主義的な憎悪を含まなくとも、あるいは「連邦制度で守られた」行為をしている学生たちを標的にしなくとも、マチャドの行為は、犯罪行為とみなされたであろう。しかし、彼の送ったメッセージが人種主義的な偏見に動機づけられており、「連邦制度で保護された」行為を行う人々を標的にしたために、彼は連邦法のもとで起訴された⁵⁸。

一九九六年には、インターネットの言論から派生したいくつかの問題に取り組む試みとして、米国議会は電気通信法（Telecommunications Act）を成立させた。同法の一部は、とりわけ「下品な情報」の掲示の禁止を目的としていた。しかし米国最高裁は、この条項が合衆国憲法の修正第一条が規定する自由な言論を侵害すると判断した。同裁判所は「人種主義的な言論」および人種主義的な情報発信は、他の「明らかに不快な」言論と同様、憲法修正第一条によって保護されることを明確にした⁵⁹。

今日まで、インターネット上のヘイト

スピーチ問題に明確に取り組み訴訟例は、比較的少ない。したがって、米国においてヘイトスピーチを起訴することは、依然として難しい。それは、まず憲法の保護のためであり、二番目には、ウェブサイトは一夜にして作られ、場所を移し、名前を変え、あるいは停止することが簡単にできることから、オンラインのヘイトクライムの加害者を追跡する困難さのためである⁶⁰。

（2）カナダ

自由な言論は、権利と自由のカナダ憲章によつて保護されているものの、刑法で規定されたものに加えて、人種主義的な言論に係る規定が多く存在する。たとえば、カナダ刑法三二八条から三三〇条は、ヘイトスピーチを刑事罰の対象とするもので、このことは最高裁によつて合憲であると結論づけられている。さらに、カナダ人権法は、電話通信による中傷に取り組むことで明確にヘイトスピーチを対象にしている。この条文は、ヘイトスピーチを「人種や宗教、その他禁止されている差別事由をもとに特定可能

であることから人々を憎悪や侮辱にさらす可能性がある情報を、電話によって繰り返し通信する際の差別的な行為⁶¹であると考える。同法は、条項違反の疑いがある事案を審問するための人権裁判所の設置を規定する。

一九九七年に、人権裁判所は、ホロコースト否定論者のエルンスト・ツンデル(Ernst Zündel)と、ツンデルサイトに對して提出された申し立ての審問を行った。ツンデルと彼の名前を擁したウェブサイトに、人種や宗教そして出身国あるいは民族を根拠に差別する情報を発信しており、カナダ国内からアクセス可能であった。それゆえ、人権法二三条に違反していた。その論点は、「インターネットが二三条における「電話のデバイス」かどうか、あるいはサイトが米国のサーバにおかれていたためツンデルが実際にサイトを管理していたのか、そしてサイト自体は憎悪を助長していたかなどを含んでいた⁶²。

法廷闘争の六年後、カナダ人権委員会はツンデルの言論の自由の権利を考慮し

たのち、ツンデルに對して、サイトが反ユダヤ主義プロパガンダを構成しているという理由で、サイトの閉鎖を命じた。二〇〇二年一月、委員会は「ヘイトスピーチを排除する社会的利益は、言論の自由を守る問題より重要だ」と評決した。もしツンデル氏が自分のウェブサイトを

利用の「停止」を命じられたとしても、支持者たちが作り直せる多くの「ミラーサイト」へとサイトを容易に移動できることを、人権委員会は認識していた。カナダ人権委員会の委員長は、「我々は、インターネットが『無法地帯』ではなく、憎悪を助長するために使われてはならないことを知っている」と述べた⁶⁴。

しかし、ツンデルサイト自体は、ツンデルの名前ではなく、自分の名前のサイトの全面的な著作権者であると主張するカリフォルニア州在住のイングリッド・リムランド(Ingrid Rimland)の管理下で、アメリカ憲法修正第一条のもとの米国内における彼女の出版の自由を引き合いにしながら、運営され続けている。

4 アジア太平洋地域の主要な例

オーストラリアおよびシンガポール

(1) オーストラリア

オーストラリアは、近年、問題のあるインターネットコンテンツに取り組むための法律を導入した。二〇〇〇年一月一日、連邦議会は放送業務法(Broadcasting Services Act)を改正した。この改正により、オーストラリア分類委員会(Australian Classification Board)が、拒否分類(RC)あるいはXとみなしたインターネットコンテンツを禁止し、市民がオーストラリア放送機関(Australian Broadcasting Authority: ABA)に對し、RCあるいはX指定と疑わしきコンテンツに関する申し立てを提出できるようになった⁶⁵。

申し立ての調査とRCあるいはXとみなされたコンテンツの分類について、ABAはISPに對して、「最終削除命令」を遵守するよう要求しつつ最終通告を行う可能性がある。もしISPがABAの決定に従わないとき、ISPは起訴され

る可能性がある。さらに、同法はオーストラリア国外で運営するISPにも適用され、海外ISPに対して「エンドユーザがコンテンツにアクセスできないように、あらゆる合理的な手段を講じる」ことを強く要求している。⁶⁸ RCに分類されるコンテンツは、さまざまな形態の人種主義的なコンテンツに拡大している。特定の民族的集団に対する犯罪や暴力を助長、煽動あるいは指示しているとみなされる情報は、ABAによつてRCと分類されるだろう。そのような情報は禁止され、それを提供しているISPからの削除を命令される。

これらの措置に加え、オーストラリアは連邦人種差別（禁止）法を人権および機会均等委員会を通じて適用する。同委員会は、ホロコーストを否定する情報を公表したことでドイツにおいてトーベンの有罪になったのと同一のオーストラリアのウェブサイトに關する事例についても審問した。委員会は、「侮辱的で不快な」コンテンツは同法違反であると裁定し、情報をサイトから削除して申立人に対し

謝罪の手紙を送るよう命じた。

二〇〇一年三月に、オーストラリア連邦裁判所は、同委員会の決定を執行するための手続きを開始した。二〇〇二年九月、オーストラリア連邦裁判所は、トーベンが一九七五年人権主義禁止法 A部に違反していることを認めた。裁判所は彼に対し、特定の反ユダヤ的情報を彼のウェブサイトに削除し、そのような情報を直接、または、インターネットあるいは他の方法による他の代理人を通じて、配布、発行あるいは再発行することを止めるよう命じた。⁶⁹

(2) シンガポール

シンガポールのような国では、政府は（政治的、性的コンテンツに關して）何が容認できるかを決定し、海外および国内双方のレベルにおいて情報フィルタとして機能する。シンガポールは先行して他の放送メディアと同じカテゴリーにインターネットを位置づけた。したがって、インターネット通信は、とくにシンガポール放送庁(Singapore Broadcasting Authority : SBA)が設定した基準と、

刑法および宗教的調和維持法に従わなければならなかった。⁶⁸

たとえば一九九六年に、SBAは地域の価値を守るための法律を成立させた。これらの法律は、たとえば経済的、政治的、あるいは宗教的目的のためのインターネットコンテンツを提供するISPに對して適用され、人種主義的な言論に適用できると考えられている。これらの法律は、特にISPに對して運営の前に認可を取得するよう義務づけている。SBAが、サイトに不適切なコンテンツを含むとみなすと、すべての認可取得者に對し、そのコンテンツを「ブラックリストに加える」ことを義務づけている。さらにISPは、サービスが「公共の利益や社会秩序、あるいは国家の調和に反する」⁶⁹ いかなる目的のためにも用いられないことを確実にするよう期待されている。

政府は、「プロキシサーバ」の利用を通じて、これらの規制の実行を監督する。ISPは顧客に、ブラックリストに載っているサイトへのアクセスを拒否し、規制を遵守していないサイトには停止ある

いは、罰金を科す政府サーバを参照させるよう義務づけられている。さらに、禁止サイトへの訪問者は、懲役刑を含む刑罰を免れない。プロキシ設定していないユーザはインターネット全般にアクセスできないし、プロキシサーバ利用者は禁止サイトにアクセスできないという事実を指摘するのは重要だ。^⑩

しかし、プロキシサーバの利用は多くの場合、問題がある。プロキシサーバは通常サイトを含む有害コンテンツによってアクセスを拒否するサイトのリストによって作動するので、コンテンツ提供者は簡単に他のアドレスに自分のサイトを移すことができる。さらに、何千というウェブサイトが日々誕生するため、違法なコンテンツを排除するためにプロキシサーバが利用するブラックリストを完全にするのはほとんど不可能なのである。

5 業界および民間団体によるホットラインアプローチ

近年では多くの国がインターネット上の人種主義やヘイトスピーチへの闘いに

際し、政府による持続的な法的取り組みを経験してきた。しかし、政府はこの分野での唯一のアクター（行為主体）ではない。たとえば民間団体は、人種主義的な言論を含む不快な言論と闘うためのホットラインアプローチを次第に採用するようになってきている。

ホットラインは、(子どもポルノや排外主義といった)違法の疑いのあるコンテンツやインターネットの違法な利用について人々から申し立てを受け付ける仕組みを提供する。一般に、報告は電子メールや電話、ファックス、ウェブサイトや手紙でなされる。報告が受理されると、ホットラインのデータベースシステムに記録される。そして匿名でない場合は、報告を提出したユーザに対して受領通知の電子メールが送信される。

報告が記録されると、国の法律に照らして違法の可能性があるか、評価される。もし報告された情報が域内サーバに提供された場合、サーバ管理者が特定される。すると、ホットラインは警察に通報し、警察が犯罪捜査を主導することもある。

あるいは、ホットラインが責任を有するISPに不快なコンテンツの削除するよう直接通知することもある。ホットラインは運営されている国の政府や業界、警察、インターネットユーザからの支援の恩恵をうけており、それゆえ申し立ての処理のために、効果的で透明性のある手続きを有していなければならない。^⑪

一九九七年、インターネット上の差別申立機関(Complaints Bureau for Discrimination on the Internet: MDI)がマジエンタ財団(Magenta Foundation)によって、インターネット上で表現された差別的な見解と闘うためにオランダで設立された。インターネット上の表現が刑法上の犯罪を構成するとみなされると、四八時間以内の削除要請が不快な表現の発信者であるユーザに送られる。ユーザが要請を無視すれば、ユーザに対する申し立てが提出される。すでに裁判所によつて下された相対的に少ない有罪判決はインターネットコミュニティに衝撃を与え、人種主義者たちを警戒させている。これら成功した起訴は、MDIの信

頼性を高めてきた。

当初はボランティア団体だったMDIは、今日では国が資金提供をしている。したがって、オランダ国内のインターネットユーザは、オランダ法に違反すると思われるコンテンツを提供しているサイトについてMDIに通報する。コンテンツが法に違反しているとMDIが判断する場合、ISPに対して削除を要請する。ISPはたいてい従う。たとえば二〇〇〇年には、四四〇の「違法な表現」のうち四一〇がインターネットから削除された。翌年、MDIは差別に関する国立センター (National Expertise Centre on Discrimination) と協力を開始した。ISPがコンテンツ削除を拒否した場合、MDIはセンターに「不快なコンテンツ」を掲載したことに責任を有するISPの起訴を要請することがある。

イギリスは、違法なコンテンツに関する申し立てを審査するインターネット監視財団 (Internet Watch Foundation: IWF) を一九九六年に設立し、同様のアプローチを採用している。この機関は

国内のISPが資金を提供する、業界と政府、警察による共同の取り組みの産物である。あるコンテンツがイギリス法に違反しているとIWFが判断すると、当該コンテンツの削除をISPに要請する。起訴を逃れるためには、ISPは要請に従わざるをえない。より全般的に、

人種主義的言論と闘うために、多くのヨーロッパのホットラインが近年創設されている。たとえば、ドイツのFSMは人種主義的、あるいはファシスト的な情報を対象としており、オーストリアのISPAは「過激右翼主義」情報に取り組み。ヨーロッパのたいていのホットライン

はまた、INHOPPEと呼ばれるホットラインの協会に所属している。INHOPPEは、自分たちの取り組みの領域を子どもポルノだけでなく、インターネットの人種主義的コンテンツの増加も含めて拡大してきた。INHOPPEの主な目的は、「青少年を有害かつ違法なインターネット利用から守る」ことだ。この目的を達成するために、協会では新たなホットラインを開設したり、ヨーロッパにお

けるインターネットの安全に関する意識と教育を促進し、ヨーロッパのインターネットホットライン提供者たちの間での協力を進めようと努力する。^④

これらすべての取り組みの結果、ヤフーやジョシティのような自らの一般的イメージを気にするアクセスプロバイダは、起訴される恐れがほとんどない国(例:米国)においてさえも、人種主義的なウェブサイトの削除要請にしばしば従ってきた。このことはまた、彼らの顧客の多くが、人種主義や反ユダヤ主義、あるいはホロコーストの否定と関係することを拒否するからでもある。^⑤

数多くの利点にもかかわらず、不快なウェブサイトとそれを提供するISPを対象にしたホットラインアプローチは、領域が制限されている。実際には、人種主義的なコンテンツの作成者とそれを提供するISPが司法管轄権外にある場合、ホットラインの影響が及ばない。提供するISPが司法管轄権内にあるときでさえ、問題サイトへのアクセスの遮断におけるホットラインの成功は、コンテ

ンツへのユーザのアクセスを防げないかもしれない。コンテンツ作成者は自分のサイトを他のISPに移すかもしれないからだ。ホットラインはある程度成功しているかもしれない。しかし、ホットラインが自分たちの司法管轄権外からの人種主義的コンテンツへのアクセスを完全に防ぐことは期待できないのである。⁷⁶

6 インターネットサービスプロバイダとオンラインヘイト

「ネチケット」の原則から守秘義務措置やコンテンツ規制の原則に至るまで、さまざまなISPが幅広い行動規範を採用している。ほとんどの規範は人種主義的なサイトを提供することを禁止する努力に基づいている。欧州連合のレベルでは、ユーロISPA (EuroISPA) にはオーストリアやベルギー、デンマーク、フィランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダそしてイギリスのISP団体が加盟している。ユーロISPAは、人種主義的なものなど有害なコンテンツに関して社会の関心に応え

ながらヨーロッパの利益を促進するよう努めている。たとえばフランスのインターネット・プロバイダ協会 (Association des fournisseurs d'accès ed de services internet : AFA) は、フランス国内のISPは違法なコンテンツを発見でき、かつユーザのコメントに注意を向けるべきであると規定している。⁷⁷

カナダインターネット・プロバイダ協会 (Canadian Association of Internet Providers) の行動規範は、違法の疑いのあるコンテンツに関する申し立てに対して調査を義務付けており、インターネットに関連した技術的な問題に関する社会啓発に重点をおく。しかし、米国ではこの分野での自ら規則を策定しているのは、少数のISPにすぎない。一例はエンジンエルファイア (Angelfire) であり、ポルノグラフィや汚い言葉、憎悪のプロパガンダへのリンクを含むウェブページを禁止している。同様に、アメリカオンライン (America Online) は「憎悪に満ちた言葉」を、人種や出身国、民族や宗教に基づく攻撃と同じく禁止してい

る。そして、プロディジーインターネット (Prodigy Internet) は、「中傷や人種主義、憎悪の露骨な表現」を禁止している。⁷⁸

日本では、ISPの協会であるテレコムサービス協会 (Teesa) が、インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドラインを守る。このガイドラインは、他者を差別する可能性のある情報を含む違法なあるいは不快な情報をユーザが掲示しないことを、ISPが利用契約のなかで明記しなければならぬと謳う。ガイドラインの第七条のもとで、加入事業者は有害な情報の送信者にそのような情報の送信を停止することを要請し、最終的にユーザのISPサービスを遮断することもある。事業者にはまた、申し立ての対象となっているコンテンツに関連する情報を監視、収集する機会がある。⁷⁹

7 インターネットユーザを保護するフィルタリング技術

ウェブページを訪問するには、ウェブ

ユーザがそのページにアクセスすることとサーバがそのページを提供することの両方を必要とする。ISPや他のウェブサイトを提供する団体は、ヘイトサイトを匿つのを拒否することでヘイトスピーチを制限できる。ヘイトスピーチ、いくつかのタイプの問題のある言論を含むサイトへのユーザのアクセスを拒否する「フィルタ」の利用を通じても、制限できる。^⑧ インターネットフィルタとは正確には何か。フィルタは望まないものを選択するのに役立ち、最も一般的なインターネットでの利用はポルノ情報の選別である。フィルタは学校や図書館で採用されるべきか、または法律によって義務づけられるべきかなどの重要な倫理的問題を、フィルタ利用自体が提起している。^⑨

多くのソフトウェア製品は、エンドユーザがインターネット上の偏見がかった言論の問題と闘うのを支援する。ユーザあるいは製造者が望ましくないとみなすサイトへのアクセスを遮断し、ブラックリストに掲載する製品もあれば、ユーザが望ましいとみなされたサイトにのみア

クセスできるようにする製品もある。これらのほとんどが、問題のあるコンテンツを含むサイトのリストを提供しており、そのようなサイトの加除はエンドユーザの作業である。ソフトウェアを無効にするパスワードを持たないユーザが、リストに掲載されたIPアドレス（ユニバーサルリソースロケータ、あるいはURLとも呼ばれる）を入力すると、ソフトウェア製品はそのコンピュータを問題のあるサイトにアクセスできなくする。^⑩

他のフィルタリングソフトは、人種主義や他の不快なコンテンツの強力な指標となる言葉があるので、エンドユーザがリストへの加除ができる「キーワード」検索の方法で作動する。ネットナニー（Net Nanny）はそのような製品の典型例であり、用語集の中のいかなる言葉であれ、インターネット検索の過程で見つければ、ホストコンピュータを自動的に遮断する。遮断を解除する唯一の方法は、正しいパスワードを入力することである。サーフウォッチ（Surfwatch）、サイバーパトロール（Cyber Patrol）、サイ

バーシッター（Cyber-Sitter）あるいはヘイトフィルタ^⑪（Hate Filter^⑫）のようなフィルタリングソフトは、特にヘイトスピーチのために設計されている。これらのプログラムは、たいていは比較的安価で購入できる。^⑬

たとえばヘイトフィルタ^⑭は、反中傷同盟によって、宗教、人種、民族、性的指向その他の特徴による他者への憎悪や偏見、暴力さえ提唱しているとみなされる個人や団体のサイトに、子どもがアクセスするのを防ぐために開発された。このフィルタは、そのようなサイトの削除やコンテンツの検閲をしようとするものではないし、インターネット上の言論を制限しようとするものでもない。単に、親が自分の子どもがそのようなサイトを見るのに十分な分別があるかどうかを判断できるようにする道具なのだ。^⑮

ワイズチョイス（Wise Choice）など他のフィルタリングシステムは、米国のある親のイニシアチブで作られたが、個人がそれぞれ採用している。ワイズチョイスは、インターネットの他の情報への

アクセスはそのまま維持しつつ、不快なチャットやヘイトスピーチを助長する多くのサイトを遮断しようとする。もしサイトが不快だと思えば、利用者はそのサイトを遮断するように提案することもあるし、そのサイトがアクセス可能であるべきだと思えば、そのサイトに遮断しないように求めることもある⁸⁶。

しかし、キーワード検索に頼るフィルタリングシステムは、インターネット上の問題のある言論と対抗するための解決になるとは限らない。実際に、作成者は意図的に類義語や綴りを誤った単語を使うことでフィルタが採用したキーワードの使用を避けるかもしれない。同様に、キーワードのなかには、全く異なる「偏見のない」文脈で現れるものもあるかもしれない。典型例は、フィルタリングソフトのなかでポルノ情報を含むサイトへのアクセスを遮断するために使われた「胸(breast)」という言葉だ。結果的に、関係するサイトが遮断されるだけでなく、乳癌(breast cancer)や鶏の胸肉(chicken breast)用のレシピを提供する

サイトなどもまた遮断されてしまうのだ⁸⁶。

8 格付けシステム

格付けシステムは、有効なフィルタリング技術と併用することを目的としている。格付けシステムは、コンテンツ作成者が自身や自ら特に関心のある他者のサイトのコンテンツを格付けまたは分類できるようにする。一九九〇年半ば以来さまざまな格付けシステムが開発された。しかし、それらはどちらかというに一貫性がないことが判明し、エンドユーザにはさほど人気がなかった。ところが、一九九九年にヨーロッパおよび北米で活動する独立非営利団体として、インターネットコンテンツ格付け協会(Internet Content Rating Association: ICRA)が設立された。これにより、格付けシステムはさらに盛り上がった。会員には、AOLやマイクロソフト、IBMといった世界最大のインターネット企業が含まれる⁸⁷。

たとえば、二〇〇〇年二月以降、I

CRAのような団体が、コンテンツ提供者やエンドユーザが採用しうる、文化的に中立な格付けシステムの創設に関わっている。そのシステムは、ラベルとコンテンツが関連づけられるようにするインターネットコンテンツ選択のためのプラットフォーム(Platform for Internet Content Selection: PICS)を使用する。ICRAのサイトを訪問したコンテンツ作成者は、子どもたちにとってどの程度が有害か、もっと一般的にどの程度が偏見をもたらすかを評価するため、人種主義的コンテンツに関するアンケートに記入できる。ICRAは、アンケートに広範囲の個人的あるいは文化的なニーズを採用することを提案している。

ICRAへアンケートを提出すると、システムはコンテンツラベルを発行し、それが後にコンテンツ作成者によってサイトに追加される。その結果、サイト訪問者のコンピュータがコンテンツラベルを登録し、それによりコンテンツの種類をエンドユーザに通知する。サイトのラベル付けは、回避もしくは閲覧すべきサ

イトのリストを作成する助けになる。これは、ユーザ本人が選ばれたサイトから作成した自分のリストを確実に管理するのに発揮できるイニシアチブである。⁸⁸⁾

ICRAが提案するようなコンテンツのラベリングシステムは、コンテンツ作成者によるコンテンツの自発的な格付けに大きく依存しているため、短所もある。

したがって、他者より低い客観性と正直さで格付けをするかもしれない、また人種主義的な情報の作成者が自分たちの情報を格付けするのを拒むのは、驚くことではない。したがって格付けシステムは、「一貫性がなく」非常に主観的であり、文化的要素に大きく依拠しているとしばしば考えられるのである。⁸⁹⁾

9 エンドユーザ・アプローチ

今日、エンドユーザは「問題ある」サイトからアクセスされないように、多くのデバイスを自由に使っている。たとえばアノニマイザ (Anonymizer) は、自分の匿名性を保ち、自分の活動を監視する者から自分の身元を隠しながら、禁止

されたサイトを含むウェブサイトにエンドユーザのアクセスを可能にするウェブサイトである。ユーザは、電子メールの添付としてウェブページを受け取ることでも要請できる。それによって彼はサイト訪問を避け、適切ではない訪問を追跡されないようにする。⁹⁰⁾

カナダでは、インターネット上の違法な情報を明らかにし、また未然に防ぐこととする、多くの「憎悪監視」ウェブサイトがある。そのなかには政府によって設立されたものもあり、他にはブネイ・ブリット・カナダ人権同盟 (League for Human Rights of B'nai B'rith Canada) や、カナダ反人種主義教育研究協会 (Canadian Anti-Racism Education and Research Society) のような、人権、反人種主義NGOが設立したものもある。両グループともオンラインヘイトを監視し、ISPに対して働きかけ、ISPがカナダ法に違反するウェブサイトの排除を説得するようコミュニティを動かしている。⁹¹⁾

他のエンドユーザ・アプローチは、へ

イトウォッチ (GateWatch) のようなインターネット上に存在する団体の設立にある。この団体は、インターネットを通じて人員を募り組織するヘイトグループの最新リストを持ってしていると主張する。オンラインの憎悪と闘うための彼らの解決策は、公開することである。ヘイトウォッチ創設者のデビッド・ゴールドマン (David Goldman) は、かつて言った。「ヘイトサイトにリンクすることが、状況を助長あるいは悪化させるという証しはない」⁹²⁾。したがって、ヘイトウォッチは現在、三〇〇を超えるインターネット上のサイトへの直接リンクを提供している。

他方、エンドユーザ・アプローチは多くの不備を示す。たとえば、一部にはユーザあるいは作成者によって選ばれた遮断ファイルで構成されたものもあるのだが、毎日出現する何十というウェブサイトを網羅することはおそらく無理なので、包括的なものではないだろう。より一般的には、格付けおよびフィルタリングシステムは、論議を呼ぶ主題についての情報を交換する目的で個人がインター

ネットを利用することを妨げる可能性がある。また発信者に高い協力費用を課すこともでき、単一の分類システムによるラベルや格付けを強いることで、インターネットの文化的多様性を歪曲することもできる。長期的には、これらのシステムがインターネットを均質化したメディアへと変質させる恐れさえある。⁽⁸⁾

インターネットコンテンツの政府規制の代わりになる格付けおよびフィルタリングシステムの利用は、国際的な舞台で深刻な懸念をもたらしてきた。この点に関しては、インターネット自由擁護運動(Global Internet Liberty Campaign) 加盟団体が世界中でフィルタリングの提案の進展を監視してきた。彼らは、この問題について二つの声明を発表している。それは、一九九八年三月の自己規制およびフィルタリングが表現の自由という人権に対して与える影響(Impact of Self-Regulation and Filtering on Human Rights to Freedom of Expression) ⁽⁹⁾ そして一九九七年二月のPIICS規則に関するワールドワイド・ウェブ・コンソー

シアムへの提案(Submission to the World Wide Web Consortium on PIICS Rules) である。これらの共同声明は、国連人権宣言第十九条によって保障された意見と表現の自由の権利に、オンラインコンテンツ規制が与える潜在的な影響への国際的な関心領域を反映している。⁽¹⁰⁾

注

(1) 「インターネット」という語は、コンピュータネットワークのため相互に接続する手段を指す。もともとアメリカ国防総省が研究および軍事利用のために資金提供したインターネットは、一九七〇年代、八〇年代に学術および商用研究に広く使われるようになった。インターネットの最近の普及はワールドワイドウェブ(WWWまたは単にウェブ)の利用に帰するところが大抵い。Seminar on the Role of the Internet with regard to the Provisions of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, Geneva, 10-14 November, 1997. (Source: www.unhchr.ch)

(2) 国際電気通信連合(International Telecommunications Union) がまとめた「ITU Telecommunication Indicators Update」(Source: www.unhchr.ch)

(3) Global Internet Statistics. (Source: www.glostats.com/globstats/index.php3)

(4) Debra Guzman, Seminar on the Role of the Internet with regard to the Provisions of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, 1997. (Source: www.unhchr.ch)

(5) Combating Extremism in Cyberspace: The Legal Issues Affecting Internet Hate Speech, Report of the Anti-Defamation League, 2000, p.1 (Source: www.adl.org)

(6) Andrew L. Shapiro, The Internet, Foreign Policy, Summer, 1999, p.15.

(7) *ibid.*, p.24.

(8) Poisoning the Web: Hatred Online Internet Bigotry, Extremism and Violence, Report of the Anti-Defamation League, 1999. ? (Source: www.adl.org/poi_soning_web/about_net.asp)

(9) 媒体は有形かもしれないし、無形かもしれない。有形的表現媒体には、ビデオテープやディスク、CD-ROMやDVD、本やその他画像や音、執筆のための手段を含む。ある場所から他の場所に特定の情報を持つ信号を転送するための、ケーブルやファイバー、ラジオあるいは衛星の利用は、無形的表現媒体のカテゴリに入る。メディアの定義は、あらゆる技術的な方法を包括する。コミュニケーションの新たな手段は明確に言及されていないものの、従来の媒体と同

- (47) *ibid.*, p.22.
- (48) Morry Lipson, *op.cot.*, p.232.
- (49) Free Speech. (Source: www.adl.org)
- (50) Anti-Defamation League report, 2000, *op.cit.*, p.3.
- (51) *ibid.*, p.4.
- (52) 中傷的な言論は一般に「ユダヤ人、黒人、あついは他のあつひゆる宗教的または人種的集団に向けられた憎悪に満ちた口舌」とされ知れぬ。Anti-Defamation League report, 2000, *op.cit.*, p.5.
- (53) Anti-Defamation League report, 2000, *op.cit.*, p.4.
- (54) *ibid.*, p.6.
- (55) *ibid.*, p.7.
- (56) Morry Lipson, *op.cot.*, p.235.
- (57) Anti-Defamation League report, 2000, *op.cit.*, p.6.
- (58) *ibid.*, p.22
- (59) *ibid.*, p.23
- (60) Holocaust denial website banned. (Source: www.indexonline.org)
- (61) ABA Annual Report 1999-2000. (Source: www.aba.gov.au)
- (62) Morry Lipson, *op.cot.*, p.233
- (63) Case Summary, Federal Court of Australia, Jones v. Toben [2002] FCA 1150. (Source: www.mpd.sei/kirk.bc.ca/webdev/atcom/viewcontent.asp?ID=50) 監 押 大 判・コナン(56)
- (64) Madan Mohan Rao, Regulatory Challenges in the Emerging Internet Media Environment. (Source: www.isoc.org)
- (65) Morry Lipson, *op.cot.*, p.235.
- (66) *ibid.*, p.236.
- (67) First Inhope Report. (Source: www.inhope.org/doc/report2002.pdf)
- (68) Ronald Eissens, Fighting on-line racism, anti-Semitism and revisionism - The Complaints Bureau for Discrimination on the Internet in the Netherlands. (Source: www.stockholmforum.se)
- (69) Morry Lipson, *op.cot.*, p.239.
- (70) Racism on the internet: the possibilities and limits of legislation. (Source: www.stockholmforum.se)
- (71) *ibid.*, p.243.
- (72) *ibid.*, p.240.
- (73) Morry Lipson, *op.cot.*, p.240.
- (74) Anti-Defamation League report, 2000, *op.cit.*, p.17.
- (75) Speech Issues, Internet Filters. (Source: legacy.eos.ncsu.edu) 監 押 大 判・コナン(56) 監 押 大 判 http://legacy.ncsu.edu/classes-a/computer_ethics/speech/freedom/filters/)
- (76) Morry Lipson, *op.cot.*, p.242.
- (77) HateFilterR (Source: www.adl.org/hatefilter/default.asp)
- (78) Internet Filter and Site Blocking. (Source: www.wischoice.net)
- (79) *ibid.*, p.242.
- (80) Morry Lipson, *op.cot.*, p.242.
- (81) *ibid.*, p.244.
- (82) 国 種 入 種 差 別 撤 廃 条 約 参 照 (Source: untreaty.un.org/English/TreatyEvent2001/pdf/06e.pdf)
- (83) Fighting Hate on the Net. (Source: race-relations.about.com/libRARY/weekly/a4062800a.htm)
- (84) Global Internet Liberty Campaign statement on international ratings and filters. (Source: www.eff.org)
- (85) Annie Khalil, "Combating Racism and Xenopho-bia in Cyberspace: Legal Issues Affecting Hate Speech and the Means to Promote International Cooperation", Studies on Human Rights 2004: Struggle against Discrimination, UNESCO, 2004.)